【別　紙】

退職共済制度の改正に向けての意見募集について

持続可能な退職共済制度の 20 年後、30 年後を見据えて、10 年後の積立不足解消を考える！！！

【改正の背景】

○　29 年4月に制度変更（年金方式による給付の廃止及び掛金停止年齢の設定）を行い、一定の制度改善が進んだものの、過去の予定利回り年利6％の高金利時代の加入者の給付に見合う積立不足解消の課題が残っております。

○　さらに、元年度財政検証と同様、令和2年度(2020 年度）決算における財政検証においても、平均加入期間がさらに伸長し、前年の8．4年から8．7年となり、掛金（ 本人＋事業所）以上の退職金受給者が増え続けています。このまま対策を講じなければ、積立不足の解消どころか、拡大に向い、若年者や短期加入者等への後年度負担もさらに増え、ますます制度の硬直化が進みます。

○　専門機関による財政検証の結果、29 年度、30 年度、令和元年度の指摘と同様、令和2年度も特に次の2点の対策が喫緊の課題であると再度指摘及び提言がありました。

① 将来に亘って退職金給付を確保するために、保有資産運用の更なる改善 【直近実績5年平均：運用利回り1．2％】

② 退職金算定給付率別表の前提【予定利回り年利2.0％】を、実勢利率【※ 0.5％（20年国債：0.483％、2021.3.31現在）】へ引下げる

※裏面の『1.制度変更による影響予測（参考）』を参照

【③ 保有資産を充実するために、掛金率4．5％（事業主 2.5%、加入者 2.0％）の引き上げ（29 年度、30 年度の財政検証の指摘）】

※裏面の『2.掛金率を引き上げた場合』を参照

改正年月日	退職一時金の給付率の改正	日本国債 10 年	日本国債 20 年	日本国債 30 年	備考欄
平成 10 年　4 月　1 日	予定利回り　年利６％　⇒　３％	１．８６３％	２．５　％	―――	
平成 16 年 10 月　1 日	〃　年利３％　⇒　２％	１．４８％	２．０８６％	２．４３２％	
令和　4 年　4 月　1 日	〃　年利２％　⇒　実勢金利	０．０３％	０．４０６％	０．６６２％	2021.8.31 現在

【退職共済制度を取り巻く環境と方向性】

○　今後もマイナス低金利等が続き、特に金利等改善など、日本経済環境の方向性が見えない中で、20 年、30 年を見据え、10 年後の積立不足解消と後年度負担の軽減対策を進めるとともに、退職共済積立金の時価額の維持と安定、運用益確保など更なる保有資産運用の効率化を図り、“ 持続可能な退職共済制度” 維持に努めていきます。

【制度改正の取り組みと内容】

○　改正については、掛金率（現行4.5%）引き上げについても検討しましたが、この場合、加入者や事業主の負担が増加するため、給付率の引き下げを重点に検討し、実勢金利〈20年国債金利〉に合わせて、積立不足の解消に取り組む方向で改正することとしました。

＜退職共済制度改正素案【骨子】の要旨＞

現　行	改正案	改正にあたっての配慮等	ご　意　見
給付率： ２．０％	給付率： ０．５％ （実勢金利）	● 現加入者の退職金は、改正時点でさかのぼり減額がされず、改正前は、給付率2％で計算されます。改正以後の退職金上乗せ分が給付率0.5％として起算され、積算されます。 ● 現制度において、加入期間8年を超えた場合の退職金が、掛金分（ 加入者＋事業主)全額保証される制度となっており、改正後も引き継ぎます。 ● 実勢金利（20年国債等）が改善された場合、原則5年に1度は制度見直すことにしていきます。	

事業所番号				

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【意見募集の期限】
令和3年9月末

＊ご意見がございましたら、FAXで返信くださいませ。 **FAX番号　045－263-6027**

1.　制度変更（給付率の変更）による影響予測

【将来に向かっての責任準備金（※）による比較】

◍　運用利回り **1.2%（直近実績５年平均）** での資産運用を前提とした財政報告（概算）

＜検証コメント＞

◎　現在のマイナス低金利下の中では、実勢金利.0．５%（20 年国債）に給付率を下げた場合、かなり積立不足の圧縮が期待され、積立不足の早期解消が可能となります。

＜給付率 2.0%の場合(現行)＞

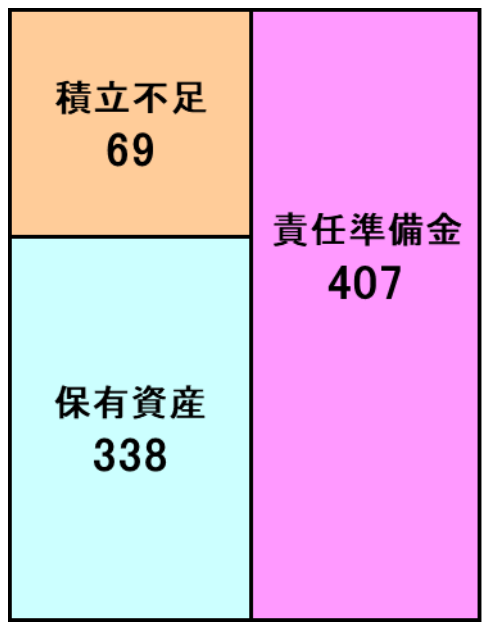

＜給付率 0.5%の場合【改正素案】＞

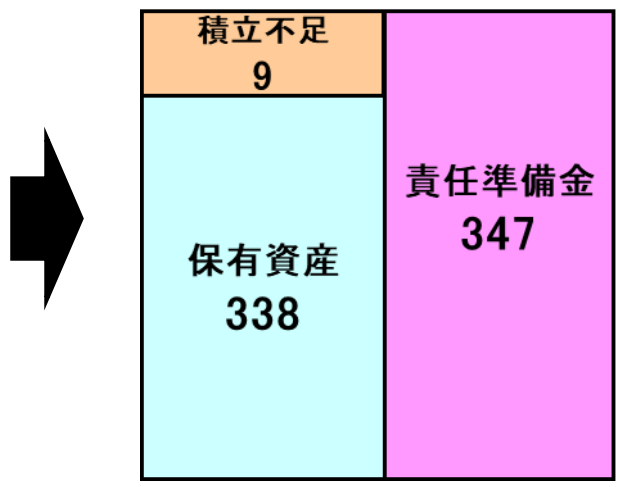

＜給付率 1.0%の場合(参考)＞

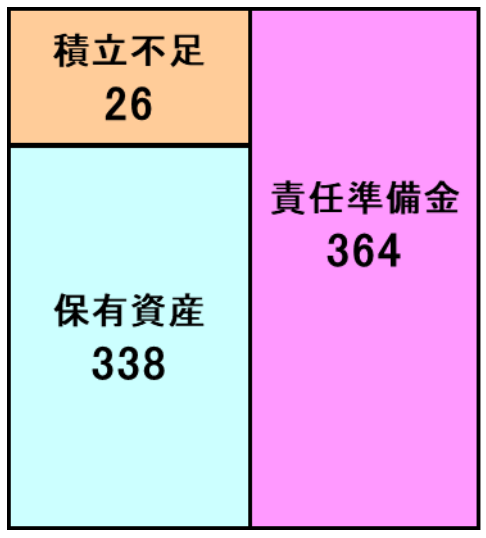

2.　掛金率(現行 4.5%)を 5.0%にした場合【参考】

給付率 2.0%の場合(現行)

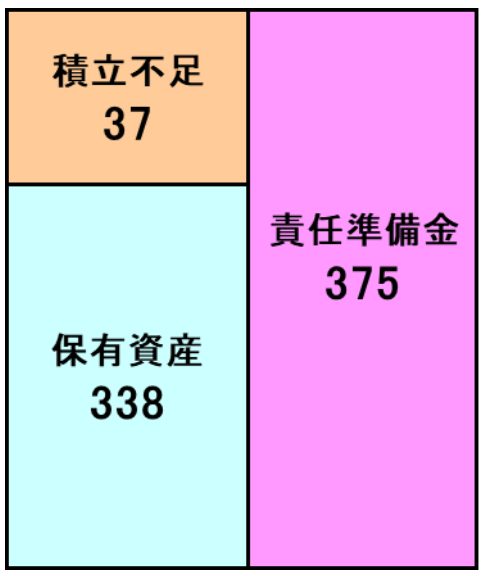

＜検証コメント＞

◍　掛金率を上げても、給付率2．0%までは、積立不足は解消しない。また、掛金率を上げると、次のとおり、新たな課題が生じる。

負担対象	問　題　点
加　入　者	◍　給与に占める社会保障費の割合が増加する中で、さらに、掛金をあげると、可処分所得等を圧迫する恐れがある。
事　業　主（加盟法人）	◍　社会福祉法人等の非営利法人は、営利法人などの損金処理等のメリットがないため、法人経営等への負荷がかかる恐れがある。

〈退職給付の負債指標〉　※ 責任準備金 ：将来の退職金の支払（見込額）に備えて、現時点に置いて保有しておく金額
要支給額　：過去の加入期間に応じた退職金の現時点における債務